

# 生ごみ処理機器を購入される方に 購入費の一部を補助します

◆お問い合わせ 市民生活部 環境課 ☎050(3381)5041



市では、ごみの減量化を推進するため家庭から出る生ごみを自家処理することができる電気式生ごみ処理機および生ごみ処理容器（コンポスト・EM専用バケツ）を購入する世帯に購入費の一部を補助します。

## ◆補助の要件

- (1)市内に住所を有し、かつ、居住している人
- (2)処理機・容器を適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること
- (3)堆肥化された生ごみを自ら適切に処理することができること
- (4)南島原市内の販売店から購入すること

## ◆申請方法等

申請書に添付書類（領収書、仕様書、設置場所を示した地図）を添え、振込口座がわかるものを持参して各総合支所

(5)電気式生ごみ処理機については5年間、処理容器については3年間、補助金の交付を受けた人が同一世帯にいないこと  
市民課または環境課へ申請してください。  
申請書は各総合支所の市民課にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

購入を希望する場合は、購入前に市民生活部環境課へ電話で連絡をお願いします。

## 補助金額



### 電気式生ごみ処理機

購入額の2分の1(100円未満切捨て)  
限度額 20,000円  
1世帯1台限り/予定数45台



### 生ごみ処理容器 (コンポスト・EM専用バケツ)

購入額の2分の1(100円未満切捨て)  
限度額 3,000円  
1世帯2個まで/予定数85個

※先着順に受け付けを行いますので、予算額に達した場合は申請を締め切ります



## 資源ごみ回収団体を 支援します

市ではごみの減量化とリサイクルを推進するため、一般家庭から出るごみのうち「資源ごみ」の回収活動を行う団体（資源ごみ回収登録団体）に報奨金を交付します。

自治会や子供会等の活動として積極的に取り組んでみませんか。

**【対象となる団体】** ※事前に「資源ごみ回収登録団体」の登録が必要  
営利を目的としない各種団体

自治会、子ども会、老人会、婦人会、PTAなど

### 【対象となる資源ごみおよび報奨金】

- ・新聞、雑誌、ダンボール…… 1kgにつき5円
- ・衣類(肌着、靴下、和服、綿・羽毛等が入っているものを除く)…… 1kgにつき5円
- ・空きかん…… 1kgにつき5円
- ・空きびん…… 1本につき4円(リターナブルびんのみ)

## ごみ収集カレンダー

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のお詫びと訂正について

配布しました平成20年度版の「ごみ収集カレンダー」に記載漏れ等がありましたのでお知らせします。お詫びして訂正いたします。

### ※追加する部分

#### ◎ごみ収集カレンダー

有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津・加津佐地区の3月収集分

- ・3月30日(月)に 可燃(南)(口)(加)を追加
- ・3月31日(火)に 可燃(有)(西)(北)(南2)(加2)を追加

### ※訂正する部分

#### ◎島原広域市町村圏組合からのお知らせ

(市内全域)の受付時間

(誤)・土曜日 8時30分～12時

(正)・土曜日 8時30分～11時

ご存じですか？

## 「クーリング・オフ制度」

家屋の床下や屋根の点検をして、「このままでは、家が倒れてしまいます。補強工事が必要です。」旨の嘘を言って、次々と不必要な工事を行う悪質商法による被害が後を絶ちません。

### 被害に遭わないためには、

- ・業者をむやみに家の中に入れない。
- ・すぐに（安易に）契約書等にサインをしない。
- ・家族や身近な人に相談してから決断する。ことが肝要ですが、契約後でも解決できる場合があります。とりわけ、「クーリング・オフ制度」は、**私たち消費者の強い味方です！**

### 1 「クーリング・オフ制度」って何？

販売業者等と契約を結んだ後でも、契約の内容を明らかにした書面の交付を受けた日から一定期間内であれば、無条件で契約の解除（申し込みの撤回）を行うことができる制度です。

### 2 クーリング・オフできる期間は？

法定の契約書面を受け取った日（その日を含む）から

- ・訪問販売、電話勧誘販売などは 8日間
- ・投資顧問契約などは 10日間
- ・海外先物取引、現物まがい商法などは 14日間
- ・マルチ商法、内職商法などは 20日間

となっていますが、

嘘や脅迫でクーリング・オフの妨害を受けた場合はこの期間を経過していても、クーリング・オフができます。

※クーリング・オフが適用されない場合（通信販売等）もあります。

**被害に遭ってしまっても、一人で悩まず、まず相談！**



#### ●お問い合わせ

南島原警察署 ☎0957(86)2110  
南島原市防犯協会 ☎0957(86)4414

## 平成20年度 長崎県 銃砲刀剣類登録審査会

銃砲や刀剣は原則として所持することはできませんが、法律で定められた要件を満たす古式銃砲や刀剣は、審査を受けて「銃砲刀剣類登録証」の交付を受ければ所持することができます。

#### ◆登録審査会日程

- ・平成20年6月9日(月)  
長崎県県北振興局 佐世保市木場田町3-25  
3階第1会議室 ☎0956(23)4211
- ・平成20年9月8日(月)
- ・平成20年12月8日(月)
- ・平成21年3月9日(月)  
セントヒル長崎 長崎市筑後町4-10  
☎095(822)2251

#### ◆審査時間 午後1時～午後3時

#### ◆持参するもの

- ①当該銃砲刀剣類
- ②銃砲刀剣類発見届出済証（新規登録の場合のみ）
- ③手数料  
新規登録 1件につき6,300円  
登録証再交付 1件につき3,500円

#### ◆出席者

必ず本人が出席してください。  
本人が出席できない場合は、委任状が必要です。

#### ●お問い合わせ

- ①長崎県教育庁学芸文化課 ☎095(894)3384  
※登録証の再交付を申請される人は、審査会以前に上記連絡先まで必ずお電話ください。事前の連絡がない場合は再交付できません。
- ②所轄署および派出所
- ③南島原市教育委員会文化財課  
☎050(3381)5083

**南島原 NEWS**  
にゅーす

お問い合わせは各担当課へ

## 5月と6月は 不正大麻・けし撲滅運動 期間中です。



不正大麻草(あさ)、「けし」が栽培されたり、自生していませんか？

「怪しい!」と思ったらすぐ通報をお願いいたします。

南島原警察署 ☎0957(86)2110

